

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成 年 月 日					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市西成区花園南1丁目4番4号		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) イズミヤ株式会社 代表取締役 坂田 俊博					
主たる業種	総合スーパー	細分類番号 5 6 1 1					
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	店舗で継続的に省エネに取り組むことで、無駄の排除に努め基準年度よりH25年には最低3%の削減する。						
計画を推進するための体制	各店舗で環境責任者を任命、環境責任者が従業員・テナント様にも啓発を行い省エネの徹底を図る。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	16,931.6 トン	15,643.0 トン	トン	トン	-7.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	17,171.9 トン	15,128.0 トン	トン	トン	-11.9 パーセント	
	実績に対する自己評価	H23年度の関西電力からの省エネ要請を受けて、店舗の省エネを継続させることで、目標を達成する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	物販	事業活動に伴う排出の量 (売場面積)	91.05	82.94			-8.91 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価	節電要請による省エネ活動の継続で効果が上がる					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		77.0 セント	63.0 セント	セント	セント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	照明機器、冷凍・冷蔵ショーケースの適正な運用管理、設備の更新					
	(24)年度						
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	基本的には公共の交通機関の利用を推進					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	公共の交通機関で可能な通勤時間、エリアについては公共の交通機関を利用した					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	515.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	515.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都府下の店舗において、小学3年生を対象に環境学習会を実施 H23年度は935人の受け入れを実施した。						
特記事項	H23年6月8日 国内クレジット 00405-1~00405-515 515 t 償却済み						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。